

正解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No.10
(3)	(4)	(2)	(3)	(4)	(5)	(5)	(1)	(2)	(1)
正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率
82%	96%	98%	92%	85%	92%	96%	96%	85%	82%

1 国民の権利

正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (憲法 19 条)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (憲法 20 条 1 項)。
- (3) 誤り。 判例は、「学問の自由は、学問的研究の自由とその研究結果の発表の自由とを含む」とともに、「大学において教授その他の研究者がその専門の研究の結果を教授する自由」も保障されるとする (最大判昭 38・5・22 東大ポポロ事件判決)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (憲法 26 条 1 項)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (憲法 28 条)。

2 財 政

正解 (4)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (憲法 83 条)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (憲法 85 条)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (憲法 86 条)。
- (4) 誤り。 予備費は、国会の議決に基づいて設け、内閣の責任で支出する (憲法 87 条 1 項)。内閣は、予備費の支出につき、事後に国会の承諾を得なければならない (同条 2 項)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (憲法 90 条 1 項)。

3 警察法 60 条

正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (警察法 60 条 3 項)。
- (2) 誤り。 援助の要求により派遣された警察官については、身分的な取扱いに変更はなく、給与等に要する経費は当該警察官の所属する警察庁又は都道府県警察の属する国又は都道府県が負担する。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (警察法 60 条 1 項)。

(5) 正しい。 枝文のとおり。

4 警職法 2 条

正解 (3)

(1) 正しい。 枝文のとおり。

(2) 正しい。 枝文のとおり。

(3) 誤り。 警職法 2 条 1 項の「停止」は、任意手段であるから、相手方に停止義務を課すものではなく、即時強制の性格も有しない。

(4) 正しい。 警職法 2 条 2 項の同行先は例示列举であると解されている。

(5) 正しい。 警職法 2 条 4 項は、警察官の受傷防止と被逮捕者の自傷行為防止という行政目的達成のために規定されたものであり、凶器の捜検を行う場所は逮捕の現場に限られず、また、目的達成のため必要であれば、身柄拘束中、いつでも何回でも行うことができる。

5 賄賂罪

正解 (4)

(1) 正しい。 枝文のとおり (最判昭 37・5・29)。

(2) 正しい。 枝文のとおり (最決昭 58・3・25)。

(3) 正しい。 枝文のとおり (大判明 43・12・19)。

(4) 誤り。 賄賂は職務行為に関するものであれば足り、個々の職務行為との間に対価関係のあることは必要ない (最決昭 33・9・30)。

(5) 正しい。 枝文のとおり (最判昭 27・7・22)。

6 略取・誘拐罪

正解 (5)

(1) 正しい。 枝文のとおり。

(2) 正しい。 枝文のとおり (刑法 224 条)。

(3) 正しい。 枝文のとおり (刑法 225 条、最決昭 37・11・21)

(4) 正しい。 刑法 228 条の 2 は、身の代金目的拐取罪につき、被害者を解放した場合に刑の必要的減軽を定めている。

(5) 誤り。 営利目的、身の代金目的など、刑法 225 条以下に定める目的をもって未成年者を拐取した場合には、それら各条の罪のみが成立し、未成年者拐取罪 (刑法 224 条) はそれに吸収される。

## 7 窃盗罪

正解 (5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (最判昭 24・2・15)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (最判昭 32・11・8)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 誤り。 窃盗罪における親族相盗例 (刑法 244 条) の適用にあたり、財物の所有者と占有者が異なる場合、所有者と占有者の両方につき、犯人との間に親族関係が必要である (最決平 6・7・19)。

## 8 通常逮捕

正解 (1)

- (1) 誤り。 逮捕状は、逮捕行為が完了した時点で効力を失うから、その直後に被疑者が逃走した場合であっても、再び同一の逮捕状により逮捕することはできない。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 201 条 2 項・73 条 3 項本文)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 199 条 3 項)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (刑訴規則 143 条の 3)。

## 9 押収物の措置

正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (東京地決昭 45・11・24)。
- (2) 誤り。 危険を生ずるおそれがある押収物は廃棄することができる (刑訴法 222 条 1 項・121 条 2 項)、この処分は司法巡查も行うことができる (刑訴法 222 条 1 項ただし書参照)。
- (3) 正しい。 還付は捜査機関の判断で行うことができるが、仮還付は所有者等からの請求があったときのみ行うことができるものであるから (刑訴法 222 条 1 項、123 条 2 項)、捜査機関が請求を受けていないのに自らの職権で仮還付をすることは認められない。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 222 条 1 項・121 条 1 項)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 222 条 1 項・122 条)。

## 10 弁護人の選任

正解 (1)

- (1) 誤り。 被疑者が選任することができる弁護人の数は、地方裁判所又は簡易裁判所が許可した場合を除き、各被疑者について 3

人を超えることができないとされている（刑訴法 35 条、刑訴規則 27 条 1 項）。

- (2) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 209 条・78 条 2 項）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 30 条 2 項）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 32 条 1 項、刑訴規則 17 条）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 216 条・209 条・78 条 1 項）。